

電波監理審議会（第 1 1 5 7 回）議事録

1 日時

令和 8 年 6 月 1 5 日（月） 1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 1 2

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、
井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
西村 邦太（放送政策課企画官）、飯村 由香理（放送施設整備促進課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
宮澤 茂樹（重要無線室長）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）	
日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可	1
日本放送協会の一般財団法人NHK財団への出捐認可	1
(3) 報告事項（情報流通行政局）	
デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ （第4次）	1 0
(4) 審議事項（総合通信基盤局）	
①令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周 波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	1 7
②令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利 用の程度の評価結果案	1 7
(5) 閉 会	1 8

開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の6月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項2件、報告事項1件、審議事項が2件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、情報流通行政局の職員の方に入室するよう御連絡よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可（諮問第24号）

(2) 日本放送協会の一般財団法人NHK財団への出捐認可（諮問第25号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

諮問第24号、日本放送協会の基幹放送局提供子会社への出資認可、及び諮問第25号、日本放送協会の一般財団法人NHK財団への出捐認可につきまして、西村放送政策課企画官から御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村です。よろしくお願いいたします。

私からは諮問第24号と諮問第25号、いずれも中継局共同利用型モデルに関わる申請になりますので、まとめて御説明をいたします。

申請の概要につきまして御説明し、続いて審査の結果を御説明させていただきます。

中継局共同利用型モデルの構築につきましては、昨年１２月にＮＨＫ、民間放送事業者等から構成される中継局共同利用推進全国協議会において合意され、実施に必要な取組経費として、出資・出捐合わせた５９１億円を計上したＮＨＫ令和８年度収支予算等が本年３月、国会で承認をされました。

国会での承認を受けまして、ＮＨＫから、日本ブロードキャストネットワーク、Ｊ－ＢＮと言いますが、Ｊ－ＢＮへの出資とＮＨＫ財団への出捐に関する認可申請が総務省に提出されたものでございます。

出資と出捐の金額の内訳、また、それぞれの受取主体と、各主体による主な事業の概要になります。出資につきましては２００億円でございます、２００億円のうち、８．７８億円につきましては、Ｊ－ＢＮ設立等のため、２０２４年１２月と２５年３月に出資済みでございますので、今回の出資額は、差引き１９１．２２億円となります。出資先はＪ－ＢＮ、事業内容は、放送法第２０条の２に定める基幹放送局提供子会社として、全国のミニサテ局、５６０局の保有・管理業務と、当該ミニサテ局の放送事業者への提供となります。

この出資は、放送事業者が別々に所有する中継局の設備をＪ－ＢＮが統一的に保有・管理した上で、放送事業者が共同で利用することなどによりまして、放送ネットワークインフラ全体のコスト削減を目指すというものでございます。

出捐については、４００億円をＮＨＫ財団に提供するものです。ＮＨＫ財団において基金を組成いたしまして、次の事業を行うというものでございます。

ＮＨＫと民間放送事業者が共同で建設している小規模中継局と、ミニサテ局の設備更新経費への助成。新たにＮＨＫと民間放送事業者が共建する場合の費用への助成を行う。

ブロードバンド等による代替、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討及び

取組への助成を行うというものでございます。この取組は、人口減少や設備老朽化、それから物価上昇等によりまして、条件不利地域における中継局の維持が、協会及び民間放送事業者の双方にとって喫緊かつ重要な課題となっているということを踏まえまして、助成事業を通じた放送ネットワーク設備の維持等の取組を支援するものとなります。

出資、出捐、それぞれの詳細を御説明いたします。

まず出資です。出資額、先ほど申し上げましたとおり 191.22 億円、相手方は J-BN になります。事業概要は、主にミニサテ局の保有・管理業務。保有するミニサテ局の放送事業者への提供業務となります。

収支でございます。ミニサテ局を利用する放送事業者からのサービス利用料が主な収入となりますが、一定期間、NHK 財団からの助成金も収入の一部となります。出資につきましては、各放送事業者が保有しているミニサテ局の J-BN による引取りや更新、ランニングコストが主な出資、支出となります。事業スケジュールでございます。詳細は記載のとおりですけれども、調達準備等を経まして、2028 年度から、順次更新業務、それから放送事業者への提供業務を実施する予定でございます。

出捐についてです。出捐額は 400 億円で、相手方は NHK 財団となります。助成事業の概要につきましては、大きく 2 つございます。①中継局の共同整備への助成。それから②BB 等代替など、新たな転送技術の開発や、導入促進のための助成となります。

①助成の対象ですが、条件不利地域の小規模中継局、それからミニサテ局が対象となります。実施期間は、2028 年度から 42 年度まで、実施規模は、小規模中継局のほうは 330 局、助成率 5 分の 2、ミニサテ局については、約 480 局で助成率は 5 分の 2、助成規模は 153 億円と 67 億円となっております。なお、J-BN との関係で申し上げますと、同社が全国のミニサテ局を

保有することとなりますので、ミニサテ局を対象とする助成、約 67 億円の助成先については、J-BN となります。

②の助成については、期間は記載のとおりですが、2040年から2057年度の開発・導入促進につきましては、先行実施トライアル・調査研究等支援の結果を踏まえて前倒しもあり得るということでございます。

なお、先行実施トライアル・調査研究等支援と開発・導入促進の関係を補足いたしますと、先行実施トライアル、調査研究等を通じて、新たな伝送技術を用いたネットワークの効率化手法を確立いたしまして、開発・導入促進では、①の対象となる条件不利地域等の小規模中継局とミニサテ局について確立された手法、例えば中継局のBB等代替などを進める際の移行経費等を助成、支援するものとなります。

続いて出資、出捐の審査結果について、まず出資ですが、今般の申請、放送法第20条の2第1項に基づくものでございまして、関係情報については、表示しています点線囲いの条文のとおりでございます。

審査項目、出資の目的につきましては、右側の概要を御覧いただければと思いますが、当該子会社は、ミニサテ局の整備・運用等を集約的に行い、放送事業者個社又はエリア単位での整備、運用等よりも、コスト効率の向上とサービス品質の安定化を図ることで、放送ネットワークの末端に位置しますミニサテ局の運用効率を高め、放送法第20条第1項第1号の業務を効率的に推進することができるというものでございますので、審査項目に適すると認められると記載してございます。

また、2の出資額につきましては、ミニサテ局の共同利用事業に向けた費用としまして、資本支出の区分に191.22億円が計上されており、国会で承認された令和8年度収支予算等の範囲に収まっているものと認められるとしてございます。

3 番の出資の相手方につきましては、放送法第 20 条の 2 第 1 項各号に定める共同利用に関する業務を行うことを主たる目的とする会社になっているかどうかという審査項目になりますけれども、当該子会社は、右側の概要の①と②の業務を目的とする会社でございますので、審査項目に適するものと認められるとしてございます。

出資の最後ですけれども、出資の相手方の株式保有等につきましては、当該子会社の総株主の議決権の過半数を協会が有するということですので、審査項目に適すると認められるとしてございます。

続いて出捐になります。今般の申請は放送法第 20 条第 12 項の規定に基づきまして、同条第 2 項第 9 号に定める業務として行うものであり、条文につきましては点線囲みを御参照ください。

審査項目でございますけれども、右側の概要を御覧いただきながら御説明をいたします。

1 番、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務かにつきましては、右側ですけれども、NHKは、法第 15 条に定められる目的の達成のために、放送ネットワークの維持・更新による視聴者保護と放送事業の持続可能性の確保が求められているとしてございます。

また、協会は、法第 20 条第 6 項に基づきまして、第 20 条第 1 項第 1 号に定める国内基幹放送業務を行うに当たって、民間放送事業者が法第 92 条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするとしてございます。

これらに基づく本件の業務の実施によりまして、1 つ目のポツですが、人口減少地域である離島、山間部等の条件不利地域に所在するために一世帯当たりの維持コストが高いことに加えて、老朽化が進み、可及的速やかな更新が必要となっている小規模中継局について、経済合理性が高い方法での共同整備経費への助成が行われる。

それから次のポツですけれども、小規模中継局よりもさらなる条件不利地域に所在し、1世帯当たりの維持コストが高く、維持困難性が増すミニサテ局の共同整備経費に対して助成が行われるというものでございまして、視聴者保護及び放送事業者の持続可能性に寄与するものとなっていると考えてございます。

加えて、放送事業者が行うBB等代替など、新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成が行われることにより、将来の放送ネットワーク維持に向けた検討の推進に資すると考えてございます。

なお書きですけれども、協会は、本件業務の実施に当たりまして、上記の助成事業の実施に必要な規定を出捐契約書等で定めてございます。当該事業の実施状況や資金の運用状況につきまして、NHK財団が協会に報告を行う、それから経営委員会を含む協会とNHK財団の果たす役割等を、基金ガバナンス方針として明確化するなど、本件業務の適正な実施のための措置を講じていると考えてございます。

こうしたことから、本件業務は審査項目に適するものと認めると考えてございます。

最後の審査項目ですが、2ポツ目、収支予算に計上されているかにつきましては、中継局の共同整備及び新たな伝送技術の開発・導入促進等への助成を目的とした基金への出捐費用としまして、合計400億円が計上されており、国会で承認された令和8年度の収支予算等の範囲に収まっているものと認められるとしてございます。

以上、諮問第24号、第25号をまとめて御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見、よろしく願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。出資、出捐ともに認可が適切であると思いますので、同意いたします。今の御説明にもとところどころございましたけれども、放送事業を安定的に運営していくためには、今、非常に大きな環境変化というのがあると思うので、そういう中では、1つは、NHKの役割がこれから先、かなり大きくなると思っています。またもう一つは、NHKと、ベースはコンペティターであります、民間放送事業者の連携なり共同というものを、可能な限り進めていくということだと思います。

3つ目は、次の報告事項にもありますけれども、民間事業者自体の経営の効率化というものをさらに進めていくことが必要になると感じております。私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。こちらについて何かございますでしょうか。

○飯村放送施設整備促進課長 ありがとうございます。御指摘を踏まえまして、しっかりと今後も進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。必要な改革だと思いますので、賛成いたします。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。いずれの認可につきましても適切と考えます。その上でございますけれども、やはり全国の放送ネットワークの一部を形成すること、放送インフラの維持に向けた形で、今回の出資・出捐というのが重要な基点と認識しております。出資におきましてはJ-BNの将来に向けた財政面での持続可能性について、それから出捐においては、総務省、特に今後の財政・技術、両面において、少々長期になっておりますので、状況注視と関与と

いうものをぜひお願いできればと思っております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私もいずれの認可についても目的は賛同いたしますし、認可相当と考えております。ただ、先ほど西村委員からも言及ありましたとおり、それなりに長期にわたる活動になると思いますので、どうしても当初の目的から、きちんとした活動が行われているのかどうかということを、当初の関係者が最後まで見守ることができない性質のものだと考えております。したがって、ガバナンス体制をしっかりとつくり上げた上で、適切な資金運用がなされるよう、また場合によっては調整を行って、異なった活動に変えることも将来的にはあり得るのかもしれないんですけども、そちらも適切に対応できるよう、総務省としてもしっかりと関与していただきたいと思います。関与を前提として、今回の認可については賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。こちらについて何かございますでしょうか。

○飯村放送施設整備促進課長 御指摘ありがとうございます。先ほど西村先生からも状況の注視と関与を、とのご指摘がございましたし、矢嶋先生からも御指摘いただいたとおり、非常に長期にわたるということと、NHK、民放、放送全体を通しての重要な課題でもございます。しっかりと総務省が関与してという御指摘もいただきましたので、今回、認可が適当との御答申をいただいた場合には、総務省からも要請として、総務省も体制の中に参画をしている中継局共同利用推進全国協議会において、毎年度報告をいただくとともに、協議を踏まえて進めていくということを求め、取り組んでまいりたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私から1点質問させてください。

2042年、15年くらいかけて出捐のお金を使うということですが、質問は2つあって、1つは、開発・促進事業に関しては、さらにあと十何年続くようになっていますけど、これは2040年開始とするとあと15年くらいですか。これはどういう経緯なのでしょう。ほかのは全部2042年で終わっていますけども、ここだけがちょっと遅いのと、それから一部、期間がダブっていますので、これはどういう背景でこうなったのでしょうか。

○飯村放送施設整備促進課長　ありがとうございます。今御説明いただきました開発・導入促進でございますが、先行実施トライアル等を踏まえまして、新たな伝送技術の開発として確立されたものについて、開発・導入促進ということで、導入を促進していくという関係性となっております。2040年からとなっている部分につきましては、前段の部分の検討等を踏まえて、前倒しもあり得るということで、早い段階から新たな技術が開発されていけば、前倒しして実施していくこともあり得るというものでございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長　分かりました。そうすると中継局の整備に関しては、15年くらいをめどにして出捐のお金は出しているわけですが、これが場合によっては、当然、災害とかあった場合、また助成する必要があるんで、それはまた十何年たってから、こういう申請が出てくるという理解でよろしいですか。

○飯村放送施設整備促進課長　ありがとうございます。災害時等につきましても御指摘のとおり、そのときを踏まえて申請等も上がってくる可能性もございます。

○笹瀬会長　分かりました。どうもありがとうございます。その他に御質問、コメントはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第24号及び諮問第25号は、諮問のとおり認可することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官　ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）

○笹瀬会長　それでは続きまして、報告事項に移ります。報告事項「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）」につきまして、佐伯放送政策課長から御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐伯放送政策課長　おはようございます。放送政策課長の佐伯でございます。お手元、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）について御報告を申し上げます。

この取りまとめにつきましては、４ページになりますが、総務省で、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会というものを、左下にありますように、令和３年１１月、およそ４年半前から開催させていただいております。

２ページに戻りまして、その背景といたしましては、放送を取り巻く社会環境の変化ということで、主に若者を中心としたテレビ離れとして、左上にありますように、行為者率という、１日１５分以上テレビを見る率が非常に若年層を主体に下がってきています。それから右上にありますように、端末の保有率も、スマートフォンと、テレビチューナー付きのテレビ端末が逆転しているというところもあり、こちらも特に若い世代では低下が顕著でございます。

それに加えて、インターネット利用の進展というものもございます、左下のグラフにありますように、２０２３年度にはネット利用がテレビのリア

ルタイム視聴を初めて超過し、そうした利用者側の行動変容に合わせまして、広告出稿をするスポンサー側の動きも、ネットシフトが進んでおります。足元では、右下にございますように、地上波テレビへの広告費 1.6 兆円に比べまして、インターネットは 4 兆円ということで、倍以上に差が開いてきているところでございます。

これを受けまして、3 ページにございますように、放送事業者の売上げも、今非常に芳しくなくなってきております。コロナ禍で 2020 年度あたりに落ち込み、そこからは回復基調にございますが、コロナ禍以前の水準まではまだ回復していないところでございます。

こうしたところを背景といたしまして、この検討会は、先ほどの 4 ページにありますように、4 年半前から開催して検討いただいております。主な検討項目といたしましては、左側にありますように、放送の意義・役割、放送ネットワークインフラの将来像、ネット配信の在り方、デジタル時代における放送制度の在り方全般でございます。

検討会の建てつけ自体は、5 ページにありますように、いわゆる親会と言われている検討会で御議論いただくとともに、公共放送、あるいはコンテンツ、衛星放送といったトピックごとに、ワーキンググループを設置する形で、都度都度細かい点についても取りまとめをいただいていたところでございます。

今般、御議論いただいたのは、左下の第 4 期で、令和 7 年 4 月から御議論いただき、今年 5 月に取りまとめをいただいたところでございます。

6 ページは、第 1 次取りまとめの概要でございますが、この検討会自体は 2030 年頃の放送の将来像を検討するものでございまして、基本的には第 1 次取りまとめで結論を取りまとめたいただいた、下の表にあります放送ネットワークインフラ、放送コンテンツのネット配信、経営基盤の強化を 3 本柱といたしまして、例えば、左上のネットワークインフラの関係では、先ほど諮問させ

ていただきました中継局の共同利用型モデルを提言いただいた上で、そちらを政策にインプットしてきたというような経緯もございます。

このたび、第4次として取りまとめいただいた概要が7ページ目になります。放送を取り巻く環境の変化を前提にした上で、特に今回は、真ん中の左側でございますように、地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保を中心に御議論いただいております。昨年4月から第4次の検討を開始したところでございますが、ちょうどその頃、民放スポンサーの広告出稿が一部取りやめられるというような事象がございまして、キー局に対してではございましたが、そこから間接的に広告費用が流れているローカル放送事業者についても、このままでは経営が厳しいのではないかというような御議論がありまして、こうしたところを主に御議論いただいたところでございます。

それ以外にも、真ん中にごございますように、引き続きネット配信の在り方、それからネットを含めた情報空間全体における放送の在り方を御議論いただきましたが、結論といたしまして、下の第5章、今後の方向性を今回の取りまとめの結論としていただいたところでございます。特に赤字で囲っているところ、ローカル局の経営基盤の強化という部分については、地上テレビ放送につきまして、多元性・多様性・地域性の確保に留意しつつ、ローカル局の経営の選択肢の拡大のため、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当との提言をいただいたことに加えまして、併せて基幹放送普及計画について、実態に即した放送系の数の目標の修正等、現状や課題に即したアップデートを行うことが適当としていただいております。

それ以外にも、テレビ番組、ラジオ番組のネット配信の関係、それから放送番組への接触機会の確保の在り方等についても御提言いただいたところでございますが、特に左側で、赤字で囲ったところにつきましては、今後、総務省で制度を整備していく上で、電波監理審議会に諮問させていただくこともござい

ますので、あらかじめ御報告させていただいている次第でございます。

その中身につきまして、8ページで少し詳細に説明させていただきます。第4次取りまとめの提言を踏まえまして、現状、8ページにありますように、主に2つの点について制度を改正しようと考えております。

1点目は、上にごございますように、地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則、通称、マス排でございますが、こちらの見直しを行う予定でございます。先ほど申し上げたとおり、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、現状、容認されておりましたが、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当という提言をいただいております。一方で、その場合においても多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要があるというような御提言を受けておりましたので、こちらを勘案いたしまして、現状、マスメディア集中排除原則に関する省令及び放送法施行規則において定められている箇所につきまして、地上テレビジョン放送については、同一放送対象地域において、広域放送を除いて2局までを兼営・支配を可能とする省令改正を行うことといたしまして、今その省令案につきまして、パブリックコメントに付させていただいている次第でございます。

それから2点目は、下の基幹放送普及計画のアップデートでございます。この検討会の取りまとめにおきましては、基幹放送普及計画のいわゆる指針とされております「基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」として、全国各地域で民放4系統の放送があまねく受信できることが指針とされている部分でございますが、人口減少など、制定当初からの環境変化を踏まえ、上側のマス排の緩和の容認に合わせまして、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当という御提言いただいております。

また、それに加えて、放送の維持・確保といった視点や放送番組の活用、そ

れから視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当としていただくとともに、テレビ番組のネット配信は放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化につながることを期待され、特にローカル局については、ネットに配信できる自社制作番組の拡大につながる取組を進めることが適当という御提言いただいております。

そのため、告示でございます、基幹放送普及計画の第1という部分につきまして、地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うとともに、自社制作の放送番組その他の情報を配信するなど、地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記しております。

こちら、申し上げました上側の改正事項①の省令、それから改正事項②の告示につきましても、いずれも必要的諮問事項ということで、電波監理審議会に今後諮問させていただくことになろうかと思っております。パブリックコメントは6月29日まで行っておりますので、その後そちらを取りまとめ、整理でき次第諮問させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それではただいまの御説明に關しまして、御質問、御意見、よろしくお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。非常に今の放送制度の状況をよく理解することができました。今後、やはり放送事業ということであると、人口の大都市圏集中が更に進んでいる傾向でもありますし、今後の放送、放送事業に課された責任といいますか、役割を果たしていくために、インターネットをある意味積極的に活用していくとか、できれば少し尖った検討といいますか、

おそらくは今後まだあるものと思いますけれども、いろんな形で柔軟に検討を進めていただきたいと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは長田委員いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございます。今の久保会長代理の御発言にもありますように、時代がどんどん流れて、いわゆるテレビという受信機でコンテンツを見ている人たちが減ってきているというのは事実だと思うのですが、それにしても、ネットや、別のプラットフォームで、放送事業者の皆さんが作ったコンテンツを見ている若者や子供たちもいっぱいいます。それがすごくもったいないなと思っていますので、放送事業者の皆さんは、いろいろ困難はあると思いますけれども、力を合わせて、御自分たち自身のプラットフォームをぜひ作っていただいて、我々が、皆さんが努力して作っていらっしゃるコンテンツを安心して見られるような、そういう仕組みがいずれできていけばいいんじゃないかなとずっとと思っています。

この議論に、私はもう本当に当初から、ずっと御一緒に参加をさせていただいてきて、今回の4次の取りまとめになったわけですがけれども、まだまだ課題はたくさんあると思いますけれども、放送事業者さんの努力に、きちんと我々視聴者側も応えられるような、いろいろな仕組みがどんどんできていけばいいんじゃないかなと願っています。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。御説明ありがとうございました。地域放送の自立、それからその維持に関する取組自体が、やはり多元性・多様性・地域性を支える大前提となっているかと思ひますし、パブリックコメントということも御指摘いただきましたので、ぜひ今後、それも踏まえつつ、継続した議論、それから施策の実施というのを期待しております。以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。やはり時代の転換期に来ていることは間違いがない状況だと思いますし、それは技術の発展に伴って必然であることだと思っております。放送事業者と、それからインターネットを使った情報発信事業者、ないしはそのプラットフォームをビジネスのモデルとしている事業者と、様々なビジネスないし関係者というものが登場してきている状況だと思いますけれども、私個人的には、やはり正しい情報を正しく発信する、クレジットというのが、やはりこれから非常に重要になると思っております。この放送の将来像を考えるに当たりまして、そのクレジットをどのように確保していくのかという視点もぜひ入れながら、引き続き御検討を続けていってもらえればと思っております。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。どうも御説明ありがとうございます。私から1点だけ。やはりテレビというのは1対多通信で、ある意味では、同じ放送を、同じ番組を見るのに非常に適した方法です。かつ、ローカル局のように、ローカルな情報を流すのにも非常にいい方法だと思いますので、そういう面でやっぱりコンテンツが重要だと思いますので、ぜひ収益性を確保しながら、かつ多様性・多元性・地域性を確保しながら、いい内容のものを送れるような、そういう仕組みを、ぜひ民放さんも含めて検討いただければと思います。以上です。

こちらについて何かございますか。

○佐伯放送政策課長 ありがとうございます。いずれも重要なコメントだと思います。長期的には先ほど説明申し上げたようなトレンドにはなっておりますが、放送事業者のほうもいろいろと努力しているところでございます。我々も技術の進展、それから放送事業者の努力がきちんと行われるような環境整備に今後努めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○笹瀬会長 どうぞよろしくお願いいたします。情報の正確さというのは、テレビの放送が一番確実だと思いますので、そういう面では、これから画像等を含めたいろいろ偽情報が出回る、出回りやすい環境によりなっていますので、ぜひテレビに関しては、そういうことをうまくコントロールできるような仕組みを入れていただければと思います。以上です。

その他、質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは以上で報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上で情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、職員の方に御退室、よろしくお願いいたします。続いて有効利用評価部会の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局退室)

(総合通信基盤局入室)

審議事項（有効利用評価部会）

(1) 令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(2) 令和7年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続を経て、事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

次回の定例会の開催は令和8年7月6日の月曜日16時から実開催を予定しております。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。